

無機マテリアル学会細則

第1章 総則

(総則)

第1条 無機マテリアル学会（以下、本会という）の運営は、定款に定めるもののほかは、この細則による。

第2章 会員

(入会手続)

第2条 本会に正会員、学生会員として入会を希望するものは、正会員1名以上の紹介のもと、所定申込書に所要事項を記入し、会費を添えて申込むものとする。

2 公共会員、維持会員、特別維持会員として入会を希望する団体は、原則として本会役員1名以上の紹介のもと、所定申込書に所要事項を記入し、会費を添えて申込むものとする。

(資格の取得)

第3条 会員は、その資格を入会通知書発行の日から取得する。

(資格の変更)

第4条 公共会員、維持会員、特別維持会員が分離し、または他の団体との合併、吸収などで団体名が変更したときは、新資格について申出を行なうものとする。

2 学生会員が学業を終え、正会員に資格変更するときは、文書をもって手続を行うものとする。

(会費)

第5条 会費は会員の種別に応じて、次のとおりとする。

正会員	年額	7,000円
学生会員	〃	3,500円
公共会員	〃	7,000円
維持会員	〃	8万円（一口）以上
特別維持会員	〃	25万円（一口）以上

2 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。

(国外在住会員からの会費外徴収)

第6条 国外に在住する会員からは、配布する刊行物の送料として、理事会で適當と認めた金額を徴収することがある。

第3章 役員の職務

(理事の職務)

第7条 本会の定款第12条に定める理事の職務は、次のとおりとする。

- (1)定款に定める本会の目的と事業に関する審議及び運営
- (2)総会の付議事項の審議と、その審議事項の執行
- (3)委員会および支部に関する事項
- (4)職員人事に関する事項
- (5)その他の重要な日常会務の審議および執行

(会務の分担)

第8条 本会の定款第12条第3項に定める常任理事の職務は、総務、財務、編集、企画事業および学術の各担当とする。

- 2 総務：日常会務の処理、事務局の人事および管理、会印に関する事項、職員の給与、総会、諸会議、運営諸規定、支部活動の総務に関する事項、会員名簿の管理、その他理事の分掌しない事項。
- 3 財務：収支予算および決算、財産管理、処分、出納および会計の管理、その他財務に関する一般的な事項。
- 4 編集：会誌（Journal of the Society of Inorganic Materials, Japan）の企画、編集、刊行に関する事項。
- 5 企画事業：図書、その他刊行物の企画編集、刊行および頒布、ならびに講習会、研究会、見学会、討論会、研修会等に関する事項、支部活動の事業に関する支援事項。
- 6 学術：学術ならびに科学・技術の推進と建議に関する事項、国内外の諸機関との研究調査に関する連絡ならびに協力に関する事項、学術講演会の推進、国内外の研究者、研究機関、学会、協会などとの国際会議、シンポジウムなどに関する諸行事の企画立案と推進、その他学術に関する事項。

第4章 委員会

(種類)

第9条 本会の定款第26条に定めるところによって、次の委員会を常置する。

- (1)総務委員会
- (2)財務委員会
- (3)編集委員会
- (4)企画事業委員会
- (5)学術委員会
- (6)学会賞選考委員会

2 必要に応じ、理事会の議決を経て、特別委員会および専門委員会などを置く。

(委嘱)

第10条 委員長は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(構成)

第11条 委員は、委員長が選任し理事会に諮り会長が委嘱する。

2 委員会には必要に応じ、委員長の委嘱により副委員長および幹事などを置くことがある。

3 委員長、副委員長、委員、幹事は正会員でなければならない。

(運営)

第 12 条 委員会は、本細則によるほか、当該委員会が定める規定により運営する。

2 前項の規定の制定および変更は、理事会の議決または承認を経なければならない。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

5 分科会は、設置期間を 2 年とし、必要に応じ理事会の承認を経て延長することができる。

(義務)

第 13 条 委員長は、委員会の審議経過および結果、その他の事項を理事会に報告し、重要な事項は理事会の承認を経なければならない。

(経費)

第 14 条 委員会の経費は、本会一般会計予算によるものとする。

第 5 章 支 部

(構成)

第 15 条 本会の定款第 2 条第 2 項に定めるところによって次の支部を設置する。

(1) 北部支部（北海道、東北地方）

(2) 東部支部（関東地方、新潟、山梨、静岡）

(3) 中部支部（新潟、山梨、静岡を除く中部地方、近畿地方）

(4) 西部支部（中国、四国、九州、沖縄地方）

2 海外会員は、本部直属とする。

(支部活動)

第 16 条 支部は、その地域に在住する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために、定款第 4 条に定める事業を行なう。

2 開催する事業はあらかじめ理事会の承認を経て実施する。

3 支部は、本細則によるほか、当該支部が定める規約により運営する。

4 前項の規約の制定および変更は、理事会の議決または承認を経なければならない。

(支部長)

第 17 条 支部長は、理事のうちから理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2 支部長は、支部を代表し支部の会務を総理する。

(義務)

第 18 条 支部は、毎年 2 月末までに、次年度の事業計画案および収支予算案を会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

2 支部は、毎年決算報告をその年度の終了後 2 週間以内に会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

3 支部の状況は、隨時理事会に報告し、重要な事項は理事会の承認を経なければならない。

(経費)

第19条 支部の経費は、支部交付金、支部開催事業から生ずる収入、支部繰越金および寄付金をもって支弁する。

2 支部にて開催する事業において、当該年度の支部経費を越える場合は、理事会の承認を経て支部事業引当金を使用することができる。

3 支部繰越金は、700千円を目標に管理し、これを越える金額は支部事業引当金に繰り入れる。ただし、繰越金の見直しは5年毎とする。

第6章 補 則

第20条 本細則の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

以 上

付則

1. 本細則は、平成8年3月21日から施行する。

2. 平成11年9月8日 細則一部変更

3. 平成16年6月3日 細則一部変更